

実績評価書

平成20年8月

評価の対象となる施策目標	介護保険制度の適切な運営を図るとともに、質・量両面にわたり介護サービス基盤の整備を図ること
--------------	---

1. 政策体系上の位置付け等

基本目標	IX	高齢者ができる限り自立し、生きがいを持ち、安心して暮らせる社会づくりを推進すること
施策目標	3	高齢者の健康づくり・生きがいづくりを推進するとともに、介護保険制度の適切な運営等を通じて、介護を必要とする高齢者への支援を図ること
施策目標	3-2	介護保険制度の適切な運営を図るとともに、質・量両面にわたり介護サービス基盤の整備を図ること
個別目標 1	介護給付の適正化を図ること	
	(主な事務事業) ・介護給付等費用適正化事業	
個別目標 2	要介護認定の適正化を図ること	
	(主な事務事業) ・要介護認定適正化事業	
個別目標 3	必要な介護サービス量を確保すること	
	(主な事務事業) ・地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金	
個別目標 4	介護サービスの質を確保すること	
	(主な事務事業) ・介護サービス適正実施指導事業 ・介護支援専門員等に対する研修事業 ・介護サービス情報の公表制度支援事業	
個別目標 5	認知症高齢者支援対策を推進すること	
	(主な事務事業) ・認知症対策等総合支援事業	
施策の概要(目的・根拠法令等)		
1 目的等		
高齢者、特に認知症や一人暮らしの高齢者が急増していく中で、高齢者が介護を必要とする状態となっても、尊厳を持って、その有する能力に応じて自立した生活を住み慣れた地域において継続できるよう、介護給付の適正化、要介護認定の適正化等を通じて介護保険制度の適切な運営を図りつつ、質・量両面にわたり介護サービス基盤の整備を図る。		
2 根拠法令等		
○介護保険法(平成9年法律第123号)		
○地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律(平成元年法律		

第64号)等	
主管部局・課室	老健局介護保険課
関係部局・課室	老健局計画課・老健局老人保健課・老健局振興課

2. 現状分析

<p>介護保険制度については、平成12年4月の施行から約8年が経過し、要介護認定者数、サービス事業者数が増加するなど、国民の間に広く普及してきたところであるが、その一方で、我が国全体の介護費用が3.6兆円（平成12年度実績）から7.4兆円（平成20年度予算）に増加している。このため、制度の持続可能性を維持する観点から、真に必要なサービスに対して給付が行われるよう、給付の効率化・重点化を行ってきたところである。</p> <p>他方、今後、高齢化が急速に進み、介護を要する状態である要介護者、社会的支援を要する状態である要支援者も現在以上に増加することが見込まれていることから、これらの要介護者等に対して良質な介護サービスを提供していくための基盤整備を進めていくことも重要である。</p> <p>また、今後増加が見込まれている認知症高齢者対策についても、重点的に対応していく必要がある。</p>

3. 施策目標に関する評価

施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)		H15	H16	H17	H18	H19
※【 】内は、目標達成率（実績値/達成水準）。ただし、指標2については、【 】内は、目標達成状況（達成水準-実績値）。						
1	各種給付適正化事業を実施する保険者数の割合（単位：％） （前年度以上/毎年度）	—	76 【 ％】	79 【103.9％】	99 【125.3％】	99 【100％】
2	要介護認定に係る一次判定から二次判定における軽重度変更率（単位：ポイント） （前年度に比べ、地域格差を縮小/毎年度）	—	—	—	18.9 【-p】	20.3 【-1.4p】
3	介護サービス利用者数に対する地域密着型サービス利用者数の割合（単位：％） （前年度以上/毎年度）	—	—	—	5.9 【-％】	7.0 【118.6％】
4	施設管理者研修修了者数（単位：人） （前年度以上/毎年度）	208 【-％】	269 【129.3％】	294 【109.3％】	298 【101.4％】	463 【155.4％】
5	ユニットリーダー研修修了者数（単位：人） （前年度以上/毎年度）	189 【-％】	477 【252.4％】	639 【134.0％】	1,796 【281.1％】	2,908 【161.9％】
6	ユニットケア指導者養成研修修了者数（単位：人） （前年度以上/毎年度）	—	—	—	28 【-％】	30 【107.1％】
7	介護支援専門員実務研修修了者数（単位：人） （前年度以上/毎年度）	34,634 【117.4％】	37,781 【109.1％】	34,813 【92.1％】	28,391 【81.6％】	31,758 【111.9％】
8	介護支援専門員現任研修修了者数（単位：人） （前年度以上/毎年度）	313,684 【130.5％】	396,933 【126.5％】	489,609 【123.3％】	568,337 【116.1％】	集計中 【-％】
9	介護サービス情報の公表事業所数（単位：事業所数） （前年度以上/毎年度）	—	—	—	93,530 【-％】	112,171 【119.9％】
10	認知症対策等総合支援事業における各種事業の実施都道府県・指定都市数（単位：都道府県・指定都市） （前年度以上/毎年度）	—	—	—	62 【-％】	64 【103.2％】

(調査名・資料出所、備考)

- ・ 指標 1 は、介護給付適正化推進運動実施状況調査（老健局介護保険課調べ）による。
- ・ 指標 2 は、要介護認定等に係る認定調査結果等報告（老健局老人保健課調べ）による。
 なお、「要介護認定に係る一次判定から二次判定における軽重度変更率」とは、「要介護・要支援認定の総申請件数」に対する「一次判定の結果を二次判定で変更した件数」の割合の最も大きい都道府県と、最も小さい都道府県の差により算出される数値である。
- ・ 指標 3 は、「介護給付費実態調査月報」（大臣官房統計情報部調べ）によるものであり、毎年 3 月のサービス提供実績を基に算出された数値である。
 なお、「地域密着型サービス」は、住み慣れた地域・自宅での生活を支援していく観点から、平成 17 年介護保険制度改正で制度化されたものであり、数値は平成 18 年度からのものである。
- ・ 指標 4～6 は、老健局計画課調べによるものであり、それぞれ研修開始年度からのものである。
 なお、「ユニットケア」とは、個室と共同生活室により構成され、おおむね入居定員が 10 人以下の「ユニット」において、居宅での生活に近い環境の中で行われる個別ケアであり、「施設管理者」とは、ユニットケアを実施している施設の管理者であり、「ユニットリーダー」とは、各ユニットに 1 名以上配置されているケア等の責任者であり、「ユニットケア指導者」とは、ユニットリーダー研修の講師やコーディネーターの役割を果たす者である。
- ・ 指標 7 は、老健局振興課調べによる。
 なお、指標中の「実務研修」とは、介護支援専門員実務研修受講試験に合格した者に対して行う研修である。
- ・ 指標 8 は、老健局振興課調べによる。
 なお、平成 19 年度の数値は集計中であり、平成 20 年 1 月に公表予定である。
 また、指標中の「現任研修」とは、一定の実務経験を有する介護支援専門員に対して行う研修である。
- ・ 指標 9 は、老健局振興課調べによるものであり、介護サービスを提供している事業所のうち、都道府県の指定情報公表センターのホームページにおいてサービス情報の公表を行っている事業所数である。
- ・ 指標 10 は、老健局計画課認知症・虐待防止対策推進室調べによるものであり、認知症対策総合支援事業における各種事業を 1 以上実施している都道府県と政令指定都市の数を合計したものである。また、当該事業が開始された平成 18 年度からのものである。

施策目標の評価

【有効性の観点】

- ・ 介護給付等費用適正化事業を実施する保険者数の割合については、平成 19 年度には 99% の保険者が実施しており、介護給付の適正化の効果を上げるために有効であったと考えられる。
- ・ 要介護認定に係る一次判定から二次判定における軽重度変更率は、平成 18 年度と比較すると平成 19 年度は 1.4 p 地域格差が拡大しているが、この理由としては、認定適正化専門員の技術的助言の効果を波及するための研修会開催による波及が必ずしも十分ではなかったことが考えられる。平成 20 年度においては研修会の開催を増加する等、効果を高めるための対応を検討している。
- ・ 介護サービス利用者数に対する地域密着型サービス利用者数の割合については、平成 18 年度の 5.9% に比べ平成 19 年度は 7.0% と増加傾向にあることから、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の更なる活用を図る必要はあるものの、必要な介護サービス量の確保の効果を上げるために有効であったと考えられる。
- ・ 施設管理者研修、ユニットリーダー研修及び介護支援専門員研修の修了者は年々伸びており、介護サービスの質の向上の効果を上げるために有効であったと考えられる。
- ・ 認知症対策等総合支援事業における各種事業の実施都道府県・指定都市数については、すべての都道府県及び指定都市において事業が行われており、認知症高齢者支援対策推進の効果を上げるために有効であったと考えられる。

【効率性の観点】

- ・ ユニットケア指導者養成研修については、ユニットリーダー研修の実施に必要な講師やコーディネーターを養成するために平成 18 年度から開始したものであるが、研修修了者の着実な増加により、研修体制を強化することができ、介護サービスの質の確保を効率的に図ることができたと考えられる。

- ・ 介護サービス情報公表制度については、利用者がインターネットを通じて介護サービス事業者の情報を入手し、介護サービス事業者を選択できるように平成18年度から導入されたものであるが、介護サービス情報の公表事業所数は増加しており、介護サービスの質の向上等に向けた事業者の取組が進み、介護サービスの質の確保を効率的に図ることができたと考えられる。

【総合的な評価】

介護給付の適正化、要介護認定の適正化、必要な介護サービス量の確保、介護サービスの質の確保及び認知症高齢者支援対策の推進により、介護保険制度の適切な運営を図るとともに、質・量両面にわたり介護サービス基盤の整備を図ることができた。

4. 個別目標に関する評価

個別目標 1 介護給付の適正化を図ること					
個別目標に係る指標 アウトプット指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)					
	H15	H16	H17	H18	H19
1 各種給付適正化事業を実施する保険者数の割合(単位:%) (前年度以上/毎年度) ※施策目標に係る指標1と同じ (調査名・資料出所、備考)	—	76 【-%】	79 【103.9%】	99 【125.3%】	99 【100%】
<ul style="list-style-type: none"> 指標1は介護給付適正化推進運動実施状況調査(老健局介護保険課調べ)によるものである。 この調査は平成16年から開始したため、平成15年度は空欄となっている。 					
個別目標1に関する評価(主に有効性及び効率性の観点から)					
給付適正化事業を実施する保険者(市区町村等)数の割合は年々伸びており、平成19年度には99%の保険者が給付適正化事業を実施している。これらの保険者が介護給付の適正化に取り組み、介護給付の適正化に一定の効果を与えたものと考えられる。					
施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要					
事務事業名 : 介護給付等費用適正化事業					
平成19年度 予算額	地域支援事業交付金53,853百万円の内数(補助割合:[国40.5/100][都道府県20.25/100][市町村20.25/100]) 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他()				
実施主体	本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他()				
概要: 介護給付の適正化のための事業であり、介護(予防)給付について真に必要な介護サービス以外の不要なサービスが提供されていないかの検証、介護保険制度の趣旨の徹底や良質な事業展開のために必要な情報の提供、介護保険事業者間による連絡協議会等の開催等を行うことで、利用者に適切なサービスを提供できる環境の整備を図る。					

個別目標 2						
要介護認定の適正化を図ること						
個別目標に係る指標						
アウトプット指標 (達成水準/達成時期)						
※【 】内は、目標達成状況(達成水準-実績値)						
	H15	H16	H17	H18	H19	
1	要介護認定に係る一次判定から二次判定における軽重度変更率(単位:ポイント) (前年度に比べ、地域格差を縮小/毎年度) ※施策目標に係る指標2と同じ	-	-	-	18.9 【-p】	20.3 【-1.4p】
(調査名・資料出所、備考)						
<ul style="list-style-type: none"> 指標1は、要介護認定等に係る認定調査結果等報告(老健局老人保健課調べ)による。なお、「要介護認定に係る一次判定から二次判定における軽重度変更率」とは、「要介護・要支援認定の総申請件数」に対する「一次判定の結果を二次判定で変更した件数」の割合の最も大きい都道府県と、最も小さい都道府県の差により算出される数値である。 						
個別目標2に関する評価(主に有効性及び効率性の観点から)						
<p>要介護認定適正化事業においては、平成19年度に「認定適正化専門員」を直接派遣し、技術的助言を実施した市区町村数は78であるが、要介護認定適正化事業の実施後に行ったアンケート調査の中間報告によれば、94.6%の市区町村が本事業について「とても役に立った」、「役に立った」と評価しており、全国一律の基準に基づく客観的かつ公平・公正な審査判定等、要介護認定の適正化に一定の効果をあげているものと考えられる。</p> <p>ただし、指標1を見ると、平成18年度と比較すると平成19年度は拡大しているが、この理由としては、効果を波及するための研修会の開催が効率的に行えなかったため、効果の波及が必ずしも十分ではなかったことが考えられる。この結果を踏まえ、平成20年度においては研修会の回数を増加する等の対応を検討している。</p>						
施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要						
事務事業名 : 要介護認定適正化事業						
平成19年度 : 202百万円(補助割合:[国 /][/][/])						
予 算 額 : 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他()						
実施主体 : 本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 : 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 : その他()						
概要: 要介護認定に関して課題を有する市区町村(保険者)に対して、国から技術的助言を行う「認定適正化専門員」を要介護認定及び要支援認定に係る審査判定業務を行うために設置された介護認定審査会の運営現場へ派遣することなどにより、全国一律の基準に基づく客観的かつ公平・公正な審査判定を徹底し、要介護認定の適正化を推進する。						

個別目標3						
必要な介護サービス量を確保すること						
個別目標に係る指標						
アウトプット指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)						
		H15	H16	H17	H18	H19
1	介護サービス利用者数に対する地域密着型サービス利用者数の割合 (単位:%) (前年度以上/毎年度) ※施策目標に係る指標3と同じ	-	-	-	5.9 【-】	7.0 【118.6%】
2	介護療養病床の病床数(単位:床) ※平成24年4月1日に廃止	139,636 【-】	138,942 【-】	129,942 【-】	119,825 【-】	集計中 【-】
(調査名・資料出所、備考)						
<ul style="list-style-type: none"> 指標1は「介護給付費実態調査月報」(大臣官房統計情報部調べ)によるものであり、毎年3月のサービス提供実績を基に算出された数値である。 なお、「地域密着型サービス」は、住み慣れた地域・自宅での生活を支援していく観点から、平成17年介護保険制度改正で制度化されたものであり、数値は平成18年度からのものである 指標2は「介護サービス施設・事業所調査」(大臣官房統計情報部調べ)によるものであり、毎年10月1日現在の数値である。なお、平成19年度の数値は集計中であり、平成20年秋頃に公表予定である。 ※ 介護療養病床の廃止については、健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)により決定したので、目標達成となる基準については決定直後の平成18年度とするのが適切である。なお、平成19年度の介護療養病床の病床数については、現在集計中であるので、現時点では目標達成率を算出することはできない。 						
<p>【参考】厚生労働省ホームページ http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/kaigo/service06/toukei.html</p>						
個別目標3に関する評価(主に有効性及び効率性の観点から)						
<ul style="list-style-type: none"> 介護サービスの基盤整備(必要な介護サービス量の確保)については、できる限り住み慣れた自宅や地域で生活が継続できるように在宅サービスや地域密着型サービスの充実に努め、在宅で常時の介護を受けることが困難な方のために特別養護老人ホーム等の施設整備に努めるなど、多様な介護サービス基盤の整備を各自治体において進めていくこととしている。このため、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金を平成17年度に創設し、都道府県及び市区町村が進める介護サービスの基盤整備を支援している。 平成18年度からは、本交付金は市区町村に対する交付金に一本化し、地域密着型サービスの基盤整備を中心として、 <ol style="list-style-type: none"> 介護療養型医療施設から介護老人保健施設等介護保険施設への転換を支援する「介護療養型医療施設転換整備事業」 既存の特別養護老人ホームのユニット化改修事業、市区町村提案による先進的なモデル事業の実施を支援する「市町村提案事業」 等のメニューを創設し、市区町村における介護サービス等の基盤整備推進を多方面から支援している。全サービスの利用者における地域密着型サービスの利用者の割合が、平成18年度の5.9%に比べ、平成19年度は7.0%と増加傾向にあること等から、市区町村が地域の実情・ニーズを踏まえ策定した整備計画に基づき本交付金を活用することによって、基盤整備が着実に図られていると考えられ、本交付金が有効であると評価できる。 高齢者の状態に即した適切なサービスを提供し、貴重な医療資源を効果的に活用するとともに、国民の負担を効率化する観点から、平成23年度末までの間に計画的に療養病床の再編成を進めている。平成19年度においては、療養病床に入院していた患者への適切な医療サービスの提供の確保や療養病床を有する医療機関の選択肢の拡大など、療養病床の転換を図るために必要な転換支援措置について、分科会の審議等 						

を経た上で、提示したところである。また、これらの支援措置に関するパンフレットを作成し、各都道府県及び関係団体等に配布したところである。

- 平成19年度の介護療養病床数は現在集計中（平成20年度秋頃公表予定）であるが、年度を通して老人保健施設等への転換を円滑に進めるための支援措置を検討してきたことから、療養病床の再編成が積極的に行われるための基盤整備が着実に図られていると考えられる。
- なお、当該指標のうち「介護サービス利用者数に対する地域密着型サービス利用者数の割合」については、1割以下の水準にとどまっているものの、介護サービス全体の供給量が増加している中で一定の伸びを示しているものと評価できる。
- また、当該指標のうち「介護療養病床の病床数」については、平成15年度から平成17年度分は、参考として介護療養病床の推移を記載したものである。介護療養病床の廃止については、健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）により決定したので、目標達成となる基準については決定直後の平成18年度とするのが適切である。なお、平成19年度の介護療養病床の病床数については、現在集計中であるので、現時点では目標達成率を算出することはできない。
- 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金による事業の実施状況が低調であることについては、①平成17年度の本交付金制度創設時より、本交付金の周知・普及について全国会議等の機会を通じ取り組んでおり、平成18年度から交付対象が市区町村のみとなった結果、市区町村への交付金についての個別の周知は都道府県を通じて行っているところであるが、現状としては全ての市区町村において、本交付金の概要及び活用方法等までの詳細な理解までは必ずしも十分に図られていないことや、②介護療養病床の転換については、平成23年度末までという期間的猶予があり、市区町村において他の施策を優先して進めていること等が考えられる。

施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要

事務事業名 : 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金

平成19年度 : 42,094百万円（補助割合：[国 定額]）

予 算 額 : 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他（ ）

実施主体 : 本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所
都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人
その他（ ）

概要：国民が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、市区町村が地域の実情に合わせて裁量や自主性を生かしながら介護サービス基盤等を整備することや、介護療養病床の老人保健施設等への円滑な転換を本事業において支援する。

個別目標 4					
介護サービスの質を確保すること					
個別目標に係る指標					
アウトプット指標 (達成水準/達成時期)					
※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)					
	H15	H16	H17	H18	H19
1 施設管理者研修修了者数(単位:人) (前年度以上/毎年度) ※施策目標に係る指標4と同じ	208 【-%】	269 【129.3%】	294 【109.3%】	298 【101.4%】	463 【155.4%】
2 ユニットリーダー研修修了者数 (単位:人) (前年度以上/毎年度) ※施策目標に係る指標5と同じ	189 【-%】	477 【252.4%】	639 【134.0%】	1,796 【281.1%】	2,908 【161.9%】
3 ユニットケア指導者養成研修修了者数(単位:人) (前年度以上/毎年度) ※施策目標に係る指標6と同じ	-	-	-	28 【-%】	30 【107.1%】
4 介護支援専門員実務研修修了者数 (単位:人) (前年度以上/毎年度) ※施策目標に係る指標7と同じ	34,634 【117.4%】	37,781 【109.1%】	34,813 【92.1%】	28,391 【81.6%】	31,758 【111.9%】
5 介護支援専門員現任研修修了者数 (単位:人) (前年度以上/毎年度) ※施策目標に係る指標8と同じ	313,684 【130.5%】	396,933 【126.5%】	489,609 【123.3%】	568,337 【116.1%】	集計中 【-%】
6 介護サービス情報の公表事業所数 (単位:事業所数) (前年度以上/毎年度) ※施策目標に係る指標9と同じ	-	-	-	93,530 【-%】	112,171 【119.9%】
(調査名・資料出所、備考)					
<ul style="list-style-type: none"> ・ 指標1～3は、老健局計画課調べによるが、それぞれ研修開始年度からのものである。なお、「ユニットケア」とは、個室と共同生活室により構成され、おおむね入居定員が10人以下の「ユニット」において、居宅での生活に近い環境の中で行われる個別ケアであり、「施設管理者」とは、ユニットケアを実施している施設の管理者であり、「ユニットリーダー」とは、各ユニットに1名以上配置されているケア等の責任者であり、「ユニットケア指導者」とは、ユニットリーダー研修の講師やコーディネーターの役割を果たす者である。 ・ 指標4は、老健局振興課調べによる。なお、指標中の「実務研修」とは、介護支援専門員実務研修受講試験に合格した者に対して行う研修である。 ・ 指標5は、老健局振興課調べによる。なお、平成19年度の数値は集計中であり、平成20年11月に公表予定である。また、指標中の「現任研修」とは、一定の実務経験を有する介護支援専門員に対して行う研修である。 ・ 指標6は、老健局振興課調べによるものであり、介護サービスを提供している事業所のうち、都道府県の指定情報公表センターのホームページにおいてサービス情報の公表を行っている事業所数である。 					
個別目標4に関する評価(主に有効性及び効率性の観点から)					
<ul style="list-style-type: none"> ・ ユニットケアにおいては、ソフト・ハード・システムが重要であり、そのシステムを構築するのが、施設管理者及びユニットリーダーである。施設管理者研修及びユニットリーダー研修を行うことにより、必要な知識を有した者が養成されることから、介護サービスの質の向上につながったものと評価できる。 ・ また、平成18年度からは、ユニットリーダー研修における講師やコーディネーターを養成する「ユニットケア指導者養成研修」も開始された結果、ユニットリーダー研修の実施に必要な講師・コーディネーターの着実な増加による研修体制の強化につながり、研修の受講機会が増加したことから、結果として、介護サービスの質の向上につながったものと評価できる。 					

<ul style="list-style-type: none"> ユニットケア指導者養成研修は、ユニットリーダー研修における講師やコーディネーターを養成する研修であり、修了者の質を担保するため、主に、認知症介護研究・研修東京センターから推薦を受けたユニットリーダー研修実地研修施設の職員を対象としている。平成19年度末時点では、46施設が研修施設となっており、また、ユニットリーダー研修は年間30回程度の開催であり、1回当たりの研修で3名程度のユニットケア指導者が講師として対応する必要があることから、年間では延べ100名程度の指導者が必要であると見込まれるので、研修修了者数としては適正な水準であると考えられる。 介護支援専門員研修については、養成段階だけではなく、実務に就いた後も継続的に研修の機会を提供できるよう体系的に研修事業が行われており、結果として、介護支援専門員の質の向上につながったものと評価できる。 介護サービス情報の公表については、インターネットを通じて、利用者が介護サービス事業者の情報を容易に入手し、この情報をもとに介護サービス事業者を選択することが可能になったため、介護サービスの質の向上等に向けた事業者の取組が進み、結果として、介護サービス全般の質の向上につながったものと評価できる。 	
施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要	
事務事業名	介護サービス適正実施指導事業
平成19年度 予算額	3,906百万円 ・都道府県・指定都市が実施する場合 (補助割合：[国 1/2][都道府県・指定都市 1/2]) ・市町村(指定都市を除く。)が実施する場合 (補助割合：[国 1/2][都道府県 1/4][市町村 1/4]) ただし、老人クラブ等事業については ・指定都市・中核市が実施する場合 (補助割合：[国 1/3][指定都市・中核市 2/3]) ・市町村(指定都市を除く。)が実施する場合 (補助割合：[国 1/3][都道府県 1/3][市町村 1/3])
	一般会計、年金特会、労働保険特会、その他()
実施主体	本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他()
概要：平成15年の介護保険法の改正後、介護保険事業を適正に実施していくために、施設でのユニットケアにおけるユニットリーダー等のような、新たなサービス等に対応した人材を養成すること等により、介護サービスの質の確保・向上を図る。	
事務事業名	介護支援専門員等に対する研修事業
平成19年度 予算額	350百万円(補助割合：[国 1/2][都道府県 1/2]) 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他()
実施主体	本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他()
概要：介護支援専門員は、要介護者等の希望や心身の状況、置かれている環境等を適切に把握し、自立生活を支援する観点から、多職種連携により、適切なサービス利用計画を総合的に設計し、提供する役割を担っている。その資質の向上を図るため、養成段階から実務に就いた後に至るまで、継続的に研修の機会を提供できるよう体系的に研修事業を行い、介護支援専門員の必要な知識・技能の修得を図る。	
事務事業名	介護サービス情報の公表制度支援事業
平成19年度 予算額	1,980百万円(補助割合：都道府県分[国 1/2][都道府県 1/2] 公益法人分[国 10/10]) 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他()
実施主体	本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他()
概要：介護サービスの質の向上、利用者の権利擁護等の観点から、介護サービス事業所が利用者に対し、サービス選択に必要な情報を公表する「介護サービス情報の公表」制度について、事業を行おうとする各都道府県における円滑な実施を支援するとともに、全国的見地から、将来に渡り、安定的かつ継続的に制度運営を支援する。	

個別目標5						
認知症高齢者支援対策を推進すること						
個別目標に係る指標						
アウトプット指標 (達成水準/達成時期)						
※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)						
	H15	H16	H17	H18	H19	
1	認知症対策等総合支援事業における各種事業の実施都道府県・指定都市数(単位:都道府県・指定都市) (前年度以上/毎年度) ※施策目標に係る指標10と同じ	-	-	-	62 【-%】	64 【103.2%】
(調査名・資料出所、備考)						
<ul style="list-style-type: none"> 指標1は、老健局計画課認知症・虐待防止対策推進室調べによるものであり、認知症対策総合支援事業における各種事業を1以上実施している都道府県と政令指定都市の数を合計したものである。また、当該事業が開始された平成18年度からのものである。 						
個別目標5に関する評価(主に有効性及び効率性の観点から)						
<ul style="list-style-type: none"> 認知症対策については、早期の段階からの適切な診断と対応、認知症に関する正しい知識と理解に基づく本人や家族への支援などを通じ、地域において総合的かつ継続的な支援体制を確立していくことが必要である。そのため、介護従事者や医療従事者への研修事業を行うことにより、介護サービス事業の質の向上、認知症の早期診断や身近な主治医による認知症対応の充実を推進している。 平成19年度については、「認知症地域支援体制構築等推進事業」を創設し、地域包括支援センターを中心とする地域の関係者によるネットワークの構築を試行的に実施するとともに、「高齢者権利擁護等推進事業」の拡充により、高齢者虐待の防止を中心とする権利擁護に関連する研修や相談支援体制の構築を推進している。 すべての都道府県及び指定都市において認知症対策事業が行われており、平成19年度において拡充された高齢者権利擁護等推進事業等についても、約9割の自治体で実施されており、全国各地で認知症高齢者に対する支援体制が拡大充実されているものと評価できる。 						
施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要						
事務事業名 : 認知症対策等総合支援事業						
平成19年度 : 2,008百万円(補助割合:[国1/2][都道府県・指定都市 1/2])						
予 算 額 : 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他()						
実施主体 : 本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他()						
概要: 認知症対策として重要である早期の段階からの適切な診断と対応、認知症に関する正しい知識と理解に基づく本人や家族への支援などを通じ、地域において総合的かつ継続的な支援体制を確立していくことを目的とし、①認知症介護指導者や介護従事者等に関する研修、②認知症の主治医(かかりつけ医)やサポート医の養成、③高齢者の権利擁護に関する相談窓口の設置、④地域での認知症医療や福祉の拠点に関する情報を整理したマップの作成等により、認知症対策を総合的に推進する。						

5. 評価結果の分類

1 施策目標に係る指標の目標達成率	
指標 1	目標達成率 100%
指標 2	目標達成率 -1.4p
指標 3	目標達成率 118.6%
指標 4	目標達成率 155.4%
指標 5	目標達成率 161.9%
指標 6	目標達成率 107.1%
指標 7	目標達成率 111.9%
指標 8	目標達成率 集計中
指標 9	目標達成率 119.9%
指標 10	目標達成率 103.2%
(目標達成率を算定できない場合、その理由) 指標 8 については現在集計中である。	
2 評価結果の政策への反映の方向性	
i	施策目標の終了・廃止を検討(該当する場合に○)
ii	施策目標を継続(該当する場合に次のいずれか1つに○) (イ) 施策全体として予算規模の縮小等の見直しを検討 (ロ) 見直しを行わず引き続き実施 (ハ) 施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討
iii	機構・定員要求を検討(該当する場合に○)
(理由) ・ 有効性及び効率性が認められるため。 ・ なお、「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金」については、平成20年度において、各種会議における積極的な説明等により、当該事業について関係者への十分な周知に努めるとともに、未実施の都道府県及び市区町村に対しヒアリングを実施し、未実施理由等の実態把握・分析を行い、本交付金の更なる活用を図る。また、介護療養病床の転換については、平成23年度末が期限であることから、今後、介護療養病床の転換に係る本交付金の申請の増加が見込まれるため、引き続き十分な支援を行うものである。	
3 施策目標等に係る指標の見直し(該当するものすべてに○)	
(施策目標に係る指標)	
i	指標の変更を検討
ii	達成水準又は達成時期の見直しを検討
(個別目標に係る指標)	
i	指標の変更を検討
ii	達成水準又は達成時期の見直しを検討
(理由)	

6. 特記事項

①国会による決議等の状況(警告決議、附帯決議等)	なし
②各種政府決定との関係及び遵守状況	なし
③総務省による行政評価・監視及び認定関連活動等の状況	なし
④会計検査院による指摘	なし
⑤学識経験を有する者の知見の活用に関する事項	なし

7. 本評価書に関連する他の実績評価書

なし
